

1 目的

山梨県は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、県内において常に高いレベルでの感染症・災害等の緊急事態発生への備えや対応を行うことで、利用者や従業員が感染症、災害等に対して健康・安全に過ごせる施設を提供し、もって、国内外の多くの方から選ばれるよう、健康・安全に対応した施設であることを認定する国際的評価である WELL Health-Safety Rating (以下「WHSR」という。)の試験取得を支援している。

本委託業務は新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後において、宿泊施設がこのWHSRを取得することによる誘客等に与える効果を検証することを目的とする。

2 委託業務名

WELL Health-Safety Rating (WHSR) 取得効果検証業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

4 委託業務の内容

(1) 基本方針

本事業の目的に沿い、実施する内容及び効果について具体的に示すとともに、全体の実施スケジュールを提示すること。

(2) 以下のとおりアンケート調査及び聞き取り調査を実施し、集計・分析をすること。

ア 対象施設 ホテル鐘山苑 (山梨県富士吉田市上吉田東9-1-18)

客室数 120室

イ アンケート調査期間は令和6年5月中旬から7月中旬までの2ヶ月間とすること。

ウ アンケート調査対象：利用者は必須とする。

聞き取り調査対象：施設代表者及び従業員

エ アンケートの設問内容及び設問数はWHSRの取得効果が具体的に検証できる内容とすること。

ただし、できる限り利用者及び従業員の負担軽減に配慮すること。

オ アンケートの設問に対する回答は原則選択式とすること。ただし、効果検証に必要な場合は一部記述式回答を加えることも可能

カ アンケート調査は日本語版、英語版、中国語版の作成を必須とする。

キ その他、以下の例のような独自の提案をすること。

- ・利用者以外をアンケート調査対象者に加える工夫
- ・アンケート回収数を増やす工夫
- ・日本語、英語、中国語以外にも対応する工夫 など

(3) WHSR取得効果の検証

- ・WHSR取得の認知度
- ・利用者数の推移について、取得前(コロナ前)と取得後の比較
- ・施設におけるWHSR取得に係る業務量、所要人員、所要費用
- ・施設におけるWHSR取得後の業務量、所要人員、所要費用

- ・取得による効果（収益による効果は除く）
- ・WHSR取得効果検証の方法等について専門的知見を生かした独自の提案をすること。

（４）報告書の作成

調査の内容・結果・分析を示した報告書を作成する。

提出にあたっては、書面及び電子データで提出すること。

電子媒体に格納するファイルは、Microsoft office2016で閲覧・編集が可能な形式とすること。

報告書の仕様・部数	
書面：A4 版両面カラー印刷	1部
電子データ：1部	
(Microsoft 社 Word、Excel 又は PowerPoint 形式)	

5 業務履行上の留意点

- （１）業務を行うにあたっては、山梨県感染症対策センター グリーン・ゾーン推進グループと綿密に打ち合わせを行うこと。また、県及び対象施設と打ち合わせの際は打ち合わせ記録を作成し、県に提出すること。

前項の打ち合わせのスケジュール調整を含め、業務全体の進行管理を徹底し、必要な履行体制を整えること。

- （２）アンケート調査・集計にあたっては、以下について留意すること。

調査方法や設問項目・内容、選択肢等は、委託者と十分な協議の上設定すること。

アンケートの回収にあたっては、対象施設及び利用者の負担にならないように配慮すること。

6 県への実績報告

受託事業者は、委託業務完了後速やかに、委託業務実績報告書（第1号様式）を提出すること。なお、提出資料については、委託者と協議して決定すること。

7 留意事項

- （１）関係法令等を遵守すること。
- （２）委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- （３）委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （４）委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- （５）委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む。）等については山梨県に帰属する。
- （６）委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

8 その他

- (1) この仕様書は、本件が想定する最低限の業務概要を示すものであり、事業効果を高めることを目的に本仕様書に内容を付加することを妨げない。
- (2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (3) 受託事業者は、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができる。
- (4) 本仕様書の解釈及び本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託事業者において別途協議の上、対応するものとし議事録を作成し提出すること。

第1号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

団体名

代表者・氏名

印

WELL Health-Safety Rating (WHSR) 取得効果検証業務委託実績報告書

令和 年 月 日付で委託を受けたこのことについて、業務が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 委託料 金 _____ 円
- 2 業務完了日 令和 年 月 日
- 3 委託業務実績報告書 別紙1のとおり

【実施概要】

【実施結果】

【その他】